○厚生労働省告示第二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

令和八年二月十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
麻生健康保険組合	主たる事務所	福岡県飯塚市芳雄町七番十八号	福岡県飯塚市新立岩十二番三十七号	令和七年二月十七日
T&Dフィナンシャル生命健康保険組合	主たる事務所	東京都港区芝浦一丁目一番一号（T&Dフィナンシャル生命保険株式会社内）	東京都港区浜松町二丁目四番一号世界貿易センタービルディング南館十七階	令和七年八月一日
海空運健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋室町四丁目二番十六号楠和日本橋ビル	東京都中央区日本橋室町三丁目四番七号日本橋室町ブラザビル	令和七年八月二十五日
楢崎健康保険組合	主たる事務所	北海道札幌市中央区北一条西七丁目一プレスト一・七ビル	北海道札幌市中央区大通西七丁目三番地一エムズ大通ビル	令和七年九月一日
京都新聞健康保険組合	主たる事務所	京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二百三十九番地	京都府京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町二百六十京都新聞トラストビル四階	令和七年九月十六日
日本甜菜製糖健康保険組合	主たる事務所	東京都港区三田三丁目十二番十四号	東京都中央区京橋二丁目六番四号	令和七年九月二十二日
東京都土木建築健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区八丁堀二丁目五番一号	東京都中央区八丁堀二丁目八番五号	令和七年九月二十七日
電設工業健康保険組合	主たる事務所	東京都板橋区坂下一丁目三十三番十二号	東京都千代田区二番町四番地二	令和七年九月二十九日
ヘンミ大倉健康保険組合	主たる事務所	埼玉県比企郡滑川町都二十五番地二十五	東京都千代田区神田駿河台四丁目四番地	令和七年十月一日
西日本パッケージング健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目十六番十六号	大阪府大阪市西区靭本町二丁目三番二号	令和七年十一月二十五日
カルビー健康保険組合	主たる事務所	栃木県宇都宮市清原工業団地二十三番地七	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番五号	令和七年十二月一日

○農林水産省告示第百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県石川郡古殿町大字松川字前木一六七の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県白河市関辺五木沢四の一、四の二、五、六の一、七、井戸ケ入四の一、四の二、桜久保一の一、一の二、一の五から一の八まで、一の一から一の一五まで、三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県福島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

福島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県いわき市小川町上小川字猪小屋三三の九三から三三の九八まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）